

令和7年3月21日

## 岐阜県下呂市「宿泊税」の新設

岐阜県下呂市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される下呂市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	岐阜県下呂市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	下呂市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	・駅舎、景観整備など観光客の受入環境の整備充実 ・観光資源の魅力の増進、情報発信 ・その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 5千円未満 …100円 (2) 5千円以上 …200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 約2億円
課税免除等	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・その他市長が認める者
徴税費用見込額	(平年度) 約9.2百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和6年12月20日 下呂市議会にて条例案可決
- ・令和6年12月26日 総務大臣協議
- ・令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・令和7年10月1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。